

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 福祉サービス評価センター

②施設・事業所情報

名称： 安城市立 ミツ川保育園	種別： 保育所
代表者氏名： 新村 静香	定員（利用人数）： 60名（44名）
所在地： 愛知県安城市寺領町願明85番地	
TEL： 0566-99-1767	
ホームページ： https://www.city.anjo.aichi.jp/shisei/shisetsu/hoiku/mitsukawa.html	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 昭和48年10月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 安城市	
職員数	常勤職員： 9名 非常勤職員 3名
専門職員	保育士 10名 子育て支援員 1名
	用務員 1名
施設・設備の概要	保育室 3室 調理室 1室、調乳室 1室
	乳児室・ほふく室 1室 乳幼児用トイレ 4箇所 屋外遊技場

③理念・基本方針

<p>(理念)</p> <p>入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行います。</p> <p>(基本方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭との緊密な連携の下に環境を通して養護と教育を一体的に行います。 ・乳幼児が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにします。 ・乳幼児一人一人の特性に応じ、発達課題に即した指導を行うようにします。 ・乳幼児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい遊びや生活ができるよう総合的な保育を行うようにします。 ・一人一人の保護者の状況やその意向を理解し、親子関係や家庭生活等に配慮しながら援助をします。

④施設・事業所の特徴的な取組

<p>1. 異年齢交流</p> <p>中長期計画に「異年齢の関わりを大切にして、思いやりの心を育てる」と掲げ、異年齢交流に取り組んでいる。今年度は園の「研究テーマ」とし、年間を通して計画的に職員が関わり、人に対するいたわりや思いやり、憧れといった気持ちがどのような環境や保育者の援助で育まれていくのかを探り、今後の保育に役立てる取り組みを行っている。</p>

2. 地域との交流

地域に密着した保育園で地域の個人、町内会、会社、お寺、ボランティア組織などと継続的に繋がりを育てている。祭り、運動会、作品展など地域の行事に参加したり、高齢者との交流、未就園児のための園庭開放、保護者の育児相談などを行ったり等、多彩な地域交流を行っている。

3. 自然物とのふれあい

保育園は周りに田畑が広がっている自然豊かな環境に立地している。広い園庭には、大きな木、畑、花壇があり季節の変化や吹き抜ける風を感じられる良い環境である。子ども達はこの環境の中でボランティアの協力を得て、普段食べている米、さつまいも、きゅうり、ナス、ピーマンなどの食材の栽培をしたり、綿の木、あさがお、千日紅などの花を育てたりして自然との触れ合いを楽しんでいる。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 3 年 5 月 17 日 (契約日) ~ 令和 4 年 3 月 1 日 (評価決定日) 【令和 3 年 1 月 7 日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	3 回 (平成 30 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

1. 一人一人を大切にすることで、「生涯を生き抜いていく力」を養うということを見据えて保育を進めている。
2. 人材育成計画の下、日々の保育の振り返りや、ケース検討、園内研修を重ねる中で、保育士同士の意見交換を行って互いに高め合う職員集団である。
3. 園児、保護者、職員に対して敬意と感謝の気持ちを大切にしている。職員全体で「人を大切にしようとする」という姿勢をもっている。
4. 市立の保育園であり規程、マニュアルなどが整備されている。園の経営や監督は市が行い、職員の育成、人事管理などの制度も充実している。
5. 小規模園の特徴を活かして異年齢交流、配慮の必要な子どもの受け入れなど、保育園に求められるニーズに対応した取り組みを進めている。

◇改善を求められる点

1. 子どもの地域での生活や人間関係が進学しても継続されることを鑑み、保護者、子ども、職員が自分の思いや考え、気になることなどについて、互いの気持ちを汲み取りながら、良好な信頼関係を作ることが大切である。そのために、引き続き職員が日常的にコミュニケーションを深める工夫をされたい。
2. 川沿いの自然豊かな環境であるが、風が園庭を通り抜ける環境にある。強風の場合、園庭で自由に遊べないことも考えられるので、暴風対策を検討されたい。
3. 中長期計画は市のアクションプランに基づいて策定されているが、それぞれの項目について現状の把握や分析を行った上で、中長期計画としてどこまで到達するのかという具体的な目標を明確にされたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審し、今現在私たちが行っている保育に向き合うことができました。職員とともに勉強していく中で、みんなで園の運営や保育内容など確認し合い、改めてできていると自信がもてたり、「さらに改善するためには」「保護者にはどのように周知するか」等、みんなでより良くするために試行錯誤したりしました。その過程がとても有意義であり、良い機会をいただいたと感じます。

改善を求められる点もいくつか教えていただき、この評価をもとに園内ででき得る限りの改善を考えていきたいと思えます。また、市とも協力しながら地域密着型の保育園として、今後も地域に愛される保育園づくりを目指していきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(a・b・cの三段階)に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a・b・c	
<コメント> ・理念・基本方針は保育の内容や特性を踏まえた具体的な内容で、保育所が持つ機能等が示され園内に掲示されている。職員に対して年度初めに園のしおりに沿って説明するとともに、機会を見て朝の会や帰りの会で唱和し周知に努めている。保護者に対してはコロナの影響で保護者会総会が中止となったため、見学时や入園書類持参時一人ひとりに説明し周知を図っている。			

I-2 経営状況の把握

			第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している			
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a・b・c	
<コメント> ・事業経営をとりまく環境と経営状況については安城市から発行される、福祉のあらし、安城市子ども子育て支援事業計画の冊子等で情報を把握している。園としては見学、一時保育、にこにこひろば等で来園した保護者から地域の情報を把握している。情報入手後は職員に周知し、施設長に与えられた職掌の範囲内で事業の将来性や継続性を見通しながら、子どもに良質かつ安心・安全な保育の提供を行うための課題の整理、分析に努めている。			
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・b・c	
<コメント> ・経営課題は重点目標として園長が取り纏め、職員に説明し全員で分析・検討後、具体的な取組を進めている。目標シートには目標達成状況を記入し年数回の市への報告の都度職員にも説明している。今回の第三者評価受審にあたり職員が参加して自己評価を行ったが、話し合った結果を記録に残し今後の課題として取り組むことが望ましい。			

I-3 事業計画の策定

			第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・b・c	
<コメント> ・安城市で作成された中長期計画にもとづき園の中長期計画を策定している。中長期計画の有効性を高めるには実施項目の記載以外に、それらの項目は現状どのレベルにあり、計画でどこまで到達するのかが分かるように目標の設定が必要である。到達目標を明確にしたうえで、そのための実施内容を各年度に振り分けたものが中長期計画としては望ましい。			
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・b・c	
<コメント> ・単年度の事業計画は中長期計画を踏まえて予算、事業内容、職員の人材育成計画等が立てられ、「ねらい」を明確に設定して実施状況の評価を行うことが出来る内容となっている。保育の質向上を目指すための中長期計画を踏まえた単年度計画の各項目に関して、前年度と同じ内容が多く、前年度事業計画で達成した成果に上積みした内容となっていないので今後の検討課題とされたい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	①・b・c
<コメント> ・事業計画は年度末に職員全員で実施状況の評価し「振り返り」として記録に残し、意見を取り入れ新たな研究テーマ、取り組み等を決め次年度計画を策定している。行事計画に関してはその都度、評価、見直しを行い職員会議録に記載し職員に周知している。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a・②・c
<コメント> ・事業計画が理解されやすいように写真を挿入した資料を作成し HOICT(公立保育園向け業務支援システム)のメール配信で保護者への周知に努めているが、特に保護者からの反応や意見は聞かれない。事業計画について、保護者の理解を促し積極的に要望や意見が寄せられるように内容、表示方法等について更なる検討を期待したい。 ・年間行事計画は「園のしおり」などに掲載し保護者に周知している。また、保護者に理念、事業計画等に関するアンケートを行い、周知状況や満足度の確認も行っている。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a・①・c
<コメント> ・日常的に朝礼や帰りのミーティングで情報共有したり、保育の内容について話し合ったりしている。園としての目標シートがあり、年3回職員会議で実施状況を分析、検討するなど福祉サービスの質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。また、年度末には全職員で事業計画の「振り返り」を行い、保育の質の向上に繋げている。保育の質の向上への取組として、第三者評価基準による自己評価も毎年継続的に実施されることを期待する。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a・②・c
<コメント> ・行事实施後の反省、年度末の事業全体の振り返り、目標シートに基づく評価など、実施した内容についての反省や評価結果に基づき把握した課題について職員全員で取り組み改善を進めている。また、就労していなくても子どもを預けたい、支援の必要な子どもが増えている等の課題に関しても対応を職員間で話し合っている。第三者評価基準による自己評価も毎年実施して、抽出した課題を事業計画に反映する等の取り組みを期待したい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	①・b・c
<コメント> ・園長の役割と責任について各種マニュアルに記載され保育所内にも「施設長の責務」として掲示されている。災害、事故における園長の役割と責任、不在時の権限委任についても明確化されている。園長は「職務明細表」を全職員に説明する時、自身の職務についても説明し理解を図っている。		
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a・②・c
<コメント> ・遵守すべき法令等を正しく理解するために研修会に参加し、得た情報を職員会議で報告して周知に努めている。人権擁護など一部の法令遵守については正しく理解しているか職員の自己評価や面談などで確認しているが、保育士として、また市の職員として必要な法令全般に関する遵守については、コンプライアンスチェックリスト等を作成し確認されたい。		

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保 12	①・b・c
<コメント> ・保育の質の現状や職員個人個人の保育の強み弱みを自己評価や面談で把握し、弱い点をフォローし、強い点は伸ばしていくような教育や研修に取り組むと共に、職員が保育に意欲を持てるような指導に努めている。園としては現在必要と判断した領域(令和3年度は「異年齢間交流」)について研究テーマとして掲げ、1年を通して全職員で取り組む体制を構築している。		
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	①・b・c
<コメント> ・経営は市が行っているため、経営に関して園として関わる事が出来る改善・業務の実効性向上の余地は少ない。その中で、子供の成長に応じた加配職員の配置や園として予算配分されている消耗品費の支出等に、職員の意見を取り入れながらできる範囲で改善・効率化に取り組んでいる。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	①・b・c
<コメント> ・職員の採用は市が行っている。新卒職員の場合は1年間「メンター制度」により仕事面、精神面、プライベート面など幅広い支援を行い定着に繋げている。更に退職した元園長が年10回程度新人のために訪問指導する取り組みも行われている。また、異動してきた職員の場合は正式異動の前から出勤して、他の職員と引き継ぎを行っている。年度初めにはほぼ毎日仕事内容について話し合い、新卒職員がスムーズに職場に馴染むように取り組んでいる。		
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保 15	①・b・c
<コメント> ・市の規程に基づき総合的な人事管理が行われている。園では人事評価マニュアルに基づき人事評価報告書と面談報告書を作成して市に送っているが、その後は全て市の担当部署が人事管理を行っている。人事基準、職員育成制度、配置基準、給与基準、人事考課制度等整備され実施されている。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	①・b・c
<コメント> ・ワークライフバランスに配慮し、市及び園長が有給休暇取得を職員に働きかけている。全職員対象でハラスメントに関する研修が行われ、相談対応窓口も市に設けられており園長が声掛けして利用を勧めている。園長は一人ひとりの思いを何時でも気楽に話せるような働きやすい環境づくりに努めている。職員からは「何でも相談でき楽しい職場」との声が聞かれた。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	a・①・c
<コメント> ・職員面談シートに目標を設定し一人ひとりの面談を年3回実施している。組織として期待する職員像を明確にし、職員一人ひとりの育成に向けた取り組みが行われている。現在は主任による保育士指導の一環として目標管理への取組が行われているが、今後は目標管理制度として確立することで人事評価と繋がった職員育成についての取組として検討されると良い。		
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	①・b・c
<コメント> ・「期待する職員像」は明確に示されており、人材育成の基本方針、育成計画に基づき研修が実施されている。内容には市主催および施設主催の研修があり、階層別、職種別、テーマ別に編成されている。また、園の職員としての研修以外に市職員としての研修もあり、多彩な内容が実施されている。		

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	①・b・c
<p><コメント></p> <p>・園はパート保育士を確保して、職員一人ひとりが教育・研修に参加しやすい環境を作っている。市は研修カードを作成し職員が他の職場に異動しても今迄の教育・研修状況が全て分かるようにしている。また、研修参加者に希望する研修のアンケートを取り、次年度の研修計画策定に反映させる等必要な研修を開催できるように配慮している。これらの施策を通じて職員の教育・研修の機会は十分確保されている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	①・b・c
<p><コメント></p> <p>・受け入れマニュアルに基づき、養成校からの依頼書に沿って保育実習予定表を作成し、実習生を受け入れている。実習指導者は5年以上の経験があり指導者としての研修を受けた職員で、毎日実習生と振り返りを行っている。なお、適宜主任がアドバイスを与え実習指導者をフォローする体制もできている。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a・②・c
<p><コメント></p> <p>・園のホームページに保育目標、運営方針、保育の内容、年間行事等を掲載し、パンフレットや事業計画を町内会長や園医へ配布し掲示を依頼している。事業計画、事業報告は、HOICT を使用して保護者に知らせ周知に努めているが、事業計画、事業報告、園の理念、園への苦情は一般の人が閲覧できるよう、園のホームページに掲載することが望ましい。</p>		
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	①・b・c
<p><コメント></p> <p>・旅費、消耗品、賄材料(おやつ等)、備品などの購入については取り扱いの手順書が定められ、主に園長が行っているが、これ以外の取引は市が行っている。また、園における各種事務処理も市の取り決めにより行われている。市の監査部門による内部監査を定期的を受け、その結果に基づいて経営改善に取り組んでいる。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	①・b・c
<p><コメント></p> <p>・当園は町内に密着しており、一部コロナで中止になった行事もあるが、祖父母、老人会との交流、一年生との交流、田植え、綿づくり、トウモロコシ狩り、園の開放など、子どもと地域との交流を広げることを目的として多種にわたり行われている。また、町内会の行事や本證寺関係の行事等にも参加している。その他家族で参加できる地域のイベントや配慮の必要な子供のための社会資源も保護者に紹介している。</p>		
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	①・b・c
<p><コメント></p> <p>・ボランティア受け入れマニュアル、学校体験学習受け入れマニュアルを整備し、受け入れに関する基本姿勢を明確にして各種ボランティアを受け入れている。ボランティアの受入れに対し登録手続き、事前説明会、ボランティアの配置、訪問実績の記録等もマニュアルに沿って実施している。</p>		

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	①・b・c	
<コメント> ・安城市を通して不審者情報の連絡網について年一回訓練を実施し、虐待ネットワーク、要保護児童対策地域連携協議会へは園長が出席している。子育て支援センター、子育て健康部子育て支援課、療育センター、児童相談所、あんステップ(子ども発達支援センター)、学校、病院等各種資源を表にまとめ連携が適切に行われている。気になる子どもや家庭の状況は職員会議で情報の共有に努めている。			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保 26	a・②・c	
<コメント> ・地域の福祉ニーズの把握は安城市からの情報が主であり、園としてはにこにこひろば(園庭開放)における子育て相談等を通じて地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努めている。市立であるため幅広い取り組みは難しい面があることは否めない。			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	①・b・c	
<コメント> ・地域の中学校で職業講話、公民館では乳幼児学級、地域の子どもへの園庭開放など、保育園が持つ専門的知識や機能を地域に還元する取組を積極的に実施している。災害発生時の一時避難所として訓練を実施し、備蓄リスト・防災リストを整備する等、地域の防災対策や住民の安全・安心のための準備や支援に地域の人々と連携して取り組んでいる。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

			第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	a・②・c	
<コメント> ・保育理念、基本方針、保育目標やランドデザイン等が職員室をはじめ各保育室、遊戯室に掲げてあり、職員及び保護者が同じ考え方で保育運営が出来るようにしている。また、日々の保育終了後職員で振り返りをし、「つぶやき記録ノート」に記録している。形式よりも各保育士の率直な声を貼り付けるなど工夫することでみんなが保育を共有する生きた取り組みとされたい。			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	a・②・c	
<コメント> ・保育環境として子どものプライバシーを守るようにトイレの個室にはカーテンが付けられている。また、入所時に写真掲載や氏名表示について同意書を取っている。当園は地域密着型で行事の際、ケーブルテレビやその他の取材を受けることがある。保護者にその旨は知らせているが、保護者に改めて同意書を取ることはない。写真掲載や氏名表示の取扱について「在園中に変更することを希望される場合は、担任にお申し出ください」の一文があるが、保護者には口頭で、再度確認を取ることが子どものプライバシー保護等の権利擁護につながると考えられる。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	a・②・c	
<コメント> ・毎月1回園庭開放を行い、ホームページで知らせている。コロナ対策として予約制とし電話で受け付けて名簿を作り参加者の管理をしている。また、人形劇や発表会などに招待し園児と共に楽しむ機会を設けている。会の終わりには、質問の時間を取り丁寧な応答を心掛けている。参加した見学者から感想を記述してもらうことで、継続、改善等、取り組みに活かすことができる。また、保育士の保育の意欲にも繋げることができる。			

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・入園説明会時に、重要事項に基づき説明している。保育の開始や保育内容の変更の際に、個別に説明し同意を得ている。入園当初の慣らし保育は園から依頼せず、家庭からの申し出に合わせて対応している。給食センターへ食数を報告するために出席数が減ることが見込まれる時期には、保護者に出席確認を取っている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント></p> <p>・市内に転園する園児には、転園先に保育の記録等の写しを送付し、在園中の子どもの様子を引き継げるようにしている。3月の園だよりに、卒園後も相談に応じる文書載せている。市外の転園については、取り決めがなく、保育の継続性が十分とは言えない。虐待防止の観点からも子どもの育ちのバトンリレーが確実にできる仕組みを検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	a ・ ㉓ ・ c
<p><コメント></p> <p>・保育園の満足度アンケートは年に一回実施し、園行事後にもアンケートを実施している。アンケート結果については分析・検討を行い、改善結果を保護者に連絡している。紙を使ったアンケートからHOICTの導入でログインする手間を嫌い回収率が10%程下がったことについては保護者への十分な説明が望まれる。保育者の願いは保護者に届いているのか、保護者の本音をどう把握するのかという観点からアンケート項目に「保育園で気になること、嫌だと思ふことはありますか?」という項目を加えることで、さらに満足度向上につながると考えるので検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・苦情解決の体制が整備されており、苦情解決のしくみをわかりやすく重要事項説明書に記載し保護者に配付している。苦情があった場合は苦情・意見対応マニュアル、苦情解決規程に沿って対応し記録もある。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	a ・ ㉕ ・ c
<p><コメント></p> <p>・保護者からの相談は、担任だけでなく園長、主任誰でも気軽に出来るように日頃からコミュニケーションを心掛けている。延長保育がないので、降園時間に立ち話から相談を受けることや必要に応じて保育室で行うこともある。意見箱の設置はあるが利用はない。保護者の意見が気楽に伝えられるための更なる工夫が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	a ・ ㉖ ・ c
<p><コメント></p> <p>・職員は、保護者が相談事を抱え込まないように、小さな悩みにも迅速に対応している。ほとんど苦情はないが、1例として路上駐車は5分と決め周知しているが、祖父母にまで徹底されておらず苦情が出た。直ぐにその旨を掲示し対応し解決した。意見箱の設置やアンケートの実施など取り組んでいるが、更に保護者の本音を聞き出す体制づくりを心掛けられたい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	a ・ ㉗ ・ c
<p><コメント></p> <p>・危機管理マニュアル、ヒヤリハットなど保育に取り入れ大きな事故や怪我など起こる前の対策を講じている。医療に繋がったケースは、砂場にいた蜂を踏んだケースと鼻に異物を詰めたケースであった。安全確保・事故防止に関する研修を受けたり、他園の事故事例を共有したりして職員の危機管理意識を高めている。睡眠チェックの実施やSIDS(乳児突然死症候群)訓練など緊急時の対応訓練も行っている。訓練の実効性が保たれるよう引き続き努力されたい。</p>		

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>感染症発生時対応マニュアルが完備されている。また、新型コロナウイルス感染症防止マニュアルの下に手洗いうがいの励行・食事時のパーティションの設置・職員のマスク着用の徹底を行っている。月別感染症発生状況の報告を保護者に行っている。実際に保育の現場で起こりやすい感染症について常に早期発見し、しっかり対応する意識を共有されたい。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・園の横に矢作川支流の鹿乗川があり堤防が目の前にある環境の中、近年の気候変動から更に危機管理意識が求められ、行政との連携を図っているところである。食料や備品類等は調理室の配膳戸棚にわかりやすく明記し保管されている。また、引き渡し訓練は実施されているが直接避難とどちらが子どもの命を守ることができるか想定する等、地域密着型の保育園の特徴を活かして子どもの安全確保の取組みをされたい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・安城市の全体的な計画をはじめ指導計画、マニュアルなど整備され適切に文章化されている。全体的な計画は安城市統一のものであることから自園の自然環境の豊かさ等園の特色を活かして指導計画、事業計画に活かしている。人材育成計画の下、標準的な実施方法について職員に周知徹底している。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・標準的な実施方法についての見直しは、年度初めの職員会議で確認し実施している。また、様々な訓練の内容や方法についても、前年度の職員間の反省や意見、提案に基づき検討し、見直しをしている。ケース検討を行い他の保育士の話や意見を見直しに反映させている。見直しの仕組みづくりはさらに進化が求められることから今後も努力を続けられたい。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保 42	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・児童票、生活調査票、健康調査票などを使うアセスメントの手法が確立している。保護者の意向を把握し取り入れながら指導計画の策定が行われている。アンケートの質問項目を付け足すことで保護者の意向を把握する手だての一つとなるのではないかと。アセスメントの重要性を共有し指導計画に繋げられたい。また、項目別に綴られているが個別ファイルの導入を検討されたい。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保 43	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・月案会で指導計画の評価・見直しを行い、職員会議で指導計画の内容の変更を職員に周知している。指導計画は、安城市の標準的な様式を用いているが、本来は保育士が専門職として保育をデザインすることが望ましい。実際の保育に反映できるように、形式的なものではなく保育士が意欲を持って書くことができる様式を模索することを今後の課題として検討されたい。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保 44	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・保育の記録書き方マニュアルに基づいて記録を作成し、職員間で情報共有ができるようにしている。職員会議等で子どもの伝えるべき情報を伝達し、未参加の職員には、回覧して情報共有している。保育メモの活用や異年齢交流から出てくる子どもの姿を計画に落とし込むなどして共有した情報が保育に活かされるように工夫されたい。</p>		

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>・安城市の個人情報保護規程を遵守するとともに、重要事項説明書の中で保護者に保護規程遵守を説明している。子どもに関する記録や個人情報に関する書類は、鍵付書庫に保管し、園外持ち出し禁止としている。職員は情報セキュリティ研修、個人情報保護研修を受講している。また、当番が警備保守台帳でセキュリティーチェックを記録している。机の上にパソコンを置いているがパソコン本体にチェーンを付け持ち出しができないように鍵を付けたリ、カバーを被せるなど、保管について工夫をしているが、さらに管理体制を強化されたい。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1 -(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保 46	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>・安城市が保育園、こども園、幼稚園統一の全体的な計画を作成している。市統一のものなので、全体的な計画の原点に立ち返ると共に四半期に 1 回ずつ意図的に見直し自分たちのものにかみ砕くような機会を設けられた。子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などへの考慮は、全体的な計画からおろした、指導計画に反映している。</p>		

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

A-1- (2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・日々、職員が室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を整えている。定期的に、保育所内外の衛生、安全についてチェックしている。また、清掃も行き届き子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。市は中学校区の単位に施設管理職員の配置を進め、環境整備を強化している。このことにより、保育士の目が届かないところの整備も進んでいる。</p>		
A-1- (2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・個別に支援の必要な子どもが多くなってきていることから、職員は子ども一人ひとりを受け止めることの重要性を感じ、個に応じた保育を意識して行っている。主任と保育士が面談する機会を設け保育方針の共有をしたりケース検討の中で保育士主導で子どもを誘導せず、子どもの主体を大切にする保育について話し合ったりしている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保 49	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・指導計画に基づき、一人一人の子どもの発達に合わせて、子どもの主体性を尊重しながら、基本的な生活習慣が身につくように援助している。一人一人に合わせてせかしたりせず丁寧に関わっている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>・指導計画に基づき、子どもが主体的に活動できる環境を作るための努力が伺えるが、更に子どもの意見や要望を聞き子どもが何をしたいのか、またどんな保育が展開されているのか保育を俯瞰的に見る視点を加えられた。地域密着型の保育園であり地域の人たちとの関わりが多く、園行事に地域の方が参加したり、地域の行事に園児が参加したりしている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>該当なし</p>		

A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	a ・ b ・ c
<コメント> 該当なし		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	㉑ ・ b ・ c
<コメント> ・「異年齢クラスの間わりの中で互いに認め合いながら育ち合う子どもたち～集団遊び、ふれあい遊びを通して～」を園内研修のテーマとして実践している。月に2回の異年齢交流の記録からエピソードを記入し子どもの変化や成長を共有している。3歳、4歳、5歳のそれぞれのクラスでは年齢に合った保育活動が展開されている。		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	a ・ ㉒ ・ c
<コメント> ・個別の教育支援計画から個別の指導計画を作成し保育の記録を作成している。保護者とは年度の初めに面談を行い子どもの情報交換や保護者の願いを聞き指導計画に反映させている。保護者との面談は必要に応じて随時行い年度末にはまとめと次年度への引継ぎ事項の確認をしている。また、親の育ち研修会を開き座談会形式でペアレントトークを行っている。保護者の心情に配慮し障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取り組みを検討し、努力されたい。		

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	a ・ b ・ c
<コメント> 該当なし		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保 56	a ・ ㉓ ・ c
<コメント> ・アプローチカリキュラムを指導計画に入れ、夏には、年長児と一年生の交流を行い、年度末には授業見学に出かけている。また、保護者に向けて、「親の育ち」家庭教育研修会を開き、就学までの生活に見通しをもてるようにしている。幼保小の連絡会を行い、情報の交換や共有を行っているが、教育委員会との連携を深めて小学校の教員にも保育園の遊びと生活を体験する機会を設けるなどさらに職員交流を深められたい。		

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・保健マニュアルに基づき一人一人の健康状態を HOICT や健康管理確認書で把握している。健康状態に関する情報や既往症などは児童票に記載している。年度はじめに児童票を保護者に戻し健康に関わる必要な情報を加筆してもらっている。クルミアレルギーのみだった園児にアーモンドのアレルギーが追記され、除去する必要があることが分るとい事例もあり、今後とも既往歴や予防接種の状況など、保護者から常に必要な情報が得られるよう努められたい。		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	㉕ ・ b ・ c
<コメント> ・健康診断の結果は健康診断票に記載し、保護者には異常のある園児のみ口頭で伝えている。歯科検診の結果は、歯科健康診断票に記載し保護者に伝えている。受診の必要場合は保護者が受診し、園は結果を把握し、フッ化物洗口の実施に力を入れて虫歯予防に努めている。健康支援事業としてフッ化物洗口を6月から取り入れている。落ちついた雰囲気の中で年長児は毎日30秒ぶくぶくうがいを実施している。保健マニュアルに基づき指導を計画的に取り入れている。		

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>・アレルギー疾患のある子は年度初めに医師の診断書・指示書を園に提出している。それに従って誤食を防ぐために、アレルギー児専用のトレイを使用し、朝礼で給食にアレルギーの食物が出るかどうか周知している。食事時にはアレルギーチェック表を給食室から保育室に回して配膳時に2重にチェックできる体制を取っている。給食センターとの連携は市役所が代表して行っている。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>・食育支援事業として、サツマイモ、落花生、枝豆、大根などの野菜を作ったり、地域の方の協力を得て田植えを行い脱穀作業を体験したりするなど食に関する豊かな経験ができるようにしている。また、子どもが食について興味をもてるように、絵本や食材カードを使ったり、食に関するビデオを見たりしている。そして、調理体験等の様子を保護者に写真で知らせている。</p>		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>・安城市はセンター給食である。市の栄養士が、季節感や地域の食文化や行事食を取り入れた献立を作成している。また園薬剤師が定期的に環境衛生検査を行い衛生管理が適切に実施されている。また、市の栄養士が食育指導に来園し、食事の様子を見る機会を設け子どもたちの話を聞いて交流している。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と緊密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>・5月に保護者と個人懇談を行い、家庭の状況を聞くとともに情報交換を行っている。年度末にも個人面談の希望を取るがほとんどの保護者から希望があり実施している。日々の保育の意図、保育内容、子どもの様子を担任から直接保護者に伝えている。また、ビデオ上映会を行い、園の様子を見てもらう機会を設けている。</p>		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>・日々のコミュニケーションにより保護者との信頼関係を築く努力をしている。保育者から、保護者に声をかけて、家庭での様子を聞き取り、情報共有をしたうえで、子育てのアドバイスをを行っている。個別懇談マニュアルの下、実践で「つぶやき雑談等記録ノート」を活用している。相談例として「友だちにいじめられていると言っているが本当か？」という事例があった。保護者の隠れた不安や不満を丁寧に拾う努力を続けられたい。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>・虐待発見時対応マニュアルの下、気になる家庭については、職員に周知し、役割分担をすると共に全職員で様子を観ている。また、市のケース検討にも挙げ、市の子育て支援課に報告し共同で見守りを行っている。事例として3歳で入所した子が咀嚼力もなくほぼ発語がなかったが、5歳に成長した時点で咀嚼力が付き言葉に詰まりながらも、ある程度会話が成り立つようになった事例がある。園が保護者との信頼関係を構築し、精神面、生活面の援助を行い予防に努めた結果と言える。毎月の身体測定での体の成長度に留意し、マニュアルにもとづく研修を実施している。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>・ケース検討や園内公開保育、園内研修を行い、自分の保育を振り返りつつ、他の保育者の意見を取り入れられる場を作っている。人材育成計画の下に定期的に主任が面談し、保育を振り返りながら、対話と省察を大切にし保育の質を上げる努力をしている。正規職員が園長・主任を含めて4名、会計年度職員が9名の職員構成であるが、正規職員の中から会計年度職員に対して感謝と謙虚の気持ちが発せられている。また、職員間の信頼関係の下に保育実践があり自己評価や自己研鑽に繋げている。</p>			